

第4期三鷹市地球温暖化対策実行計画 (第1次改定) 素案

令和5年9月

三鷹市



未来のために、いま選ぼう。



古紙配合率 80%の再生紙を使用しています。

目次

序章 実行計画の策定について	1
第1章 計画策定の背景	5
1-1 地球温暖化の概要	5
1-2 国際的な動向	8
1-3 我が国の近年の動向	10
1-4 東京都の動向	14
第2章 地球温暖化を取り巻く三鷹市の状況	17
2-1 区域の特徴	17
2-2 再生可能エネルギーポテンシャルについて	22
2-3 三鷹市のこれまでの取り組みと評価	27
第3章 基本方針	32
3-1 地球温暖化に係る三鷹市の課題	32
3-2 取り組みの基本方針	34
3-3 計画達成に向けたロードマップ	35
第4章 区域施策編	40
4-1 三鷹市全域における温室効果ガスの排出状況	40
4-2 三鷹市全域の将来排出量	44
4-3 削減目標	47
4-4 温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策	50
第5章 事務事業編	61
5-1 対象施設	61
5-2 市の事務及び事業における温室効果ガスの排出状況	62
5-3 市の事務及び事業に伴う将来排出量	64
5-4 削減目標	66
5-5 目標達成のための取り組み	68
第6章 気候変動の影響から生命・財産・生活を守る	73
6-1 気候変動適応法	73
6-2 将来の気候変動影響	74
6-3 気候変動適応策の基本方針	75
6-4 適応策の取り組みについて	79
第7章 計画の推進に向けて	80
(1) 推進体制・点検・評価	80
(2) 進捗状況の公表	80
(3) 職員の意識啓発	80
資料編	81

序章 実行計画の策定について

(1) 計画策定の趣旨・位置づけ

市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）第 21 条の「地方公共団体実行計画」の規定に基づき、平成 14（2002）年に「三鷹市地球温暖化対策実行計画」（以下「本計画」という。）を策定し、また、平成 19（2007）年には、第 2 期計画として改定し、市の事務及び事業に伴う温室効果ガスの削減対策を進めてきました。その後、平成 20（2008）年 6 月の「地球温暖化対策推進法」の一部改正により、本計画は、これまでの市の事務及び事業を対象とするものから、市民や事業者の省エネルギー（以下「省エネ」という。）等、地域全体の温室効果ガスの抑制策を含む計画として新たに位置づけられ、第 3 期計画として、市全域の温室効果ガス排出量の把握と評価を行ってきました。

第 4 期目となる本計画は、平成 31（2019）年 3 月に、近年の世界的な地球温暖化対策に向けた潮流や国の地球温暖化対策計画との整合を図り、市の事務及び事業を対象とする計画に加えて、市民や事業者を対象とする地球温暖化対策を包括する計画として策定して取り組みを進め、令和 4（2022）年 12 月には「2050 年ゼロカーボンシティ」を目指すことを宣言しました。今回は、現在の情勢を踏まえて第 1 次改定を行うこととします。

また、国の地球温暖化対策計画において、挑戦を続けるとした「2030 年度 50%削減の高み」を三鷹市に当てはめた場合、今後追加的な対策を行わない場合は、次の図に示すとおり、十分な削減が見込めません。

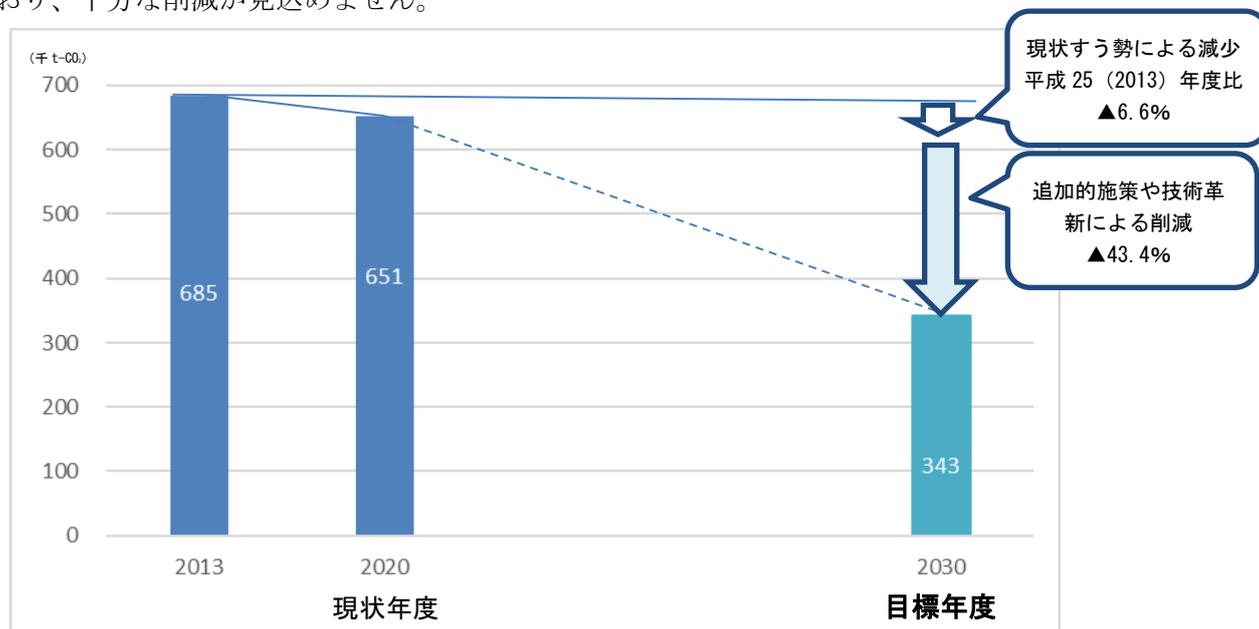


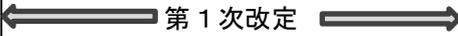
図 今後の削減イメージ

本計画では、第 4 章以降で後述するように、三鷹市においても積極的に高い目標を設定し、「2050 年ゼロカーボンシティ」を目指すことにつながる、追加的施策を取りまとめるとともに、第 6 章では「気候変動適応法」（平成 30 年法律第 50 号。以下「気候変動適応法」という。）第 12 条に基づく地域気候変動適応計画として取りまとめています。

(2) 計画の期間

本計画の基準年度、目標年度、計画期間については、国の地球温暖化対策計画に基づき、平成 25 (2013) 年度を基準年度とし、令和 12 (2030) 年度を目標年度とします。また、本改定計画は令和 5 (2023) 年度からの 8 年間とします。

また、国が掲げる長期的な目標である令和 32 (2050) 年を見据え、長期目標年度として設定します。なお、社会経済状況や地域の環境状況の変化などにより必要が生じた場合には、適宜見直しを行います。

平成 25 年	・・・	令和 元年	・・・	令和 5 年	令和 6 年	・・・	令和 12 年	・・・	令和 32 年
2013	・・・	2019	・・・	2023	2024	・・・	2030	・・・	2050
基準年度	・・・	現状年度 ※	・・・	対策・施策の進捗把握 定期的に見直しの検討			目標年度	・・・	将来目標
									

※現状年度は、排出量を推計可能な直近の年度を指します。

図 三鷹市における基準年度、目標年度及び計画期間

(3) 計画の構成

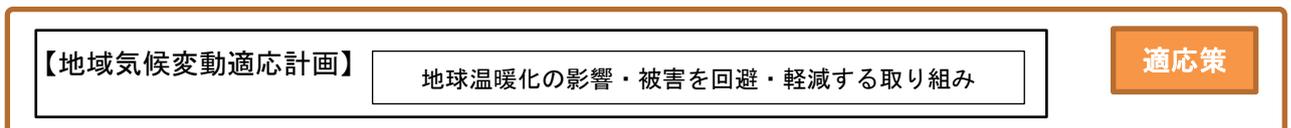
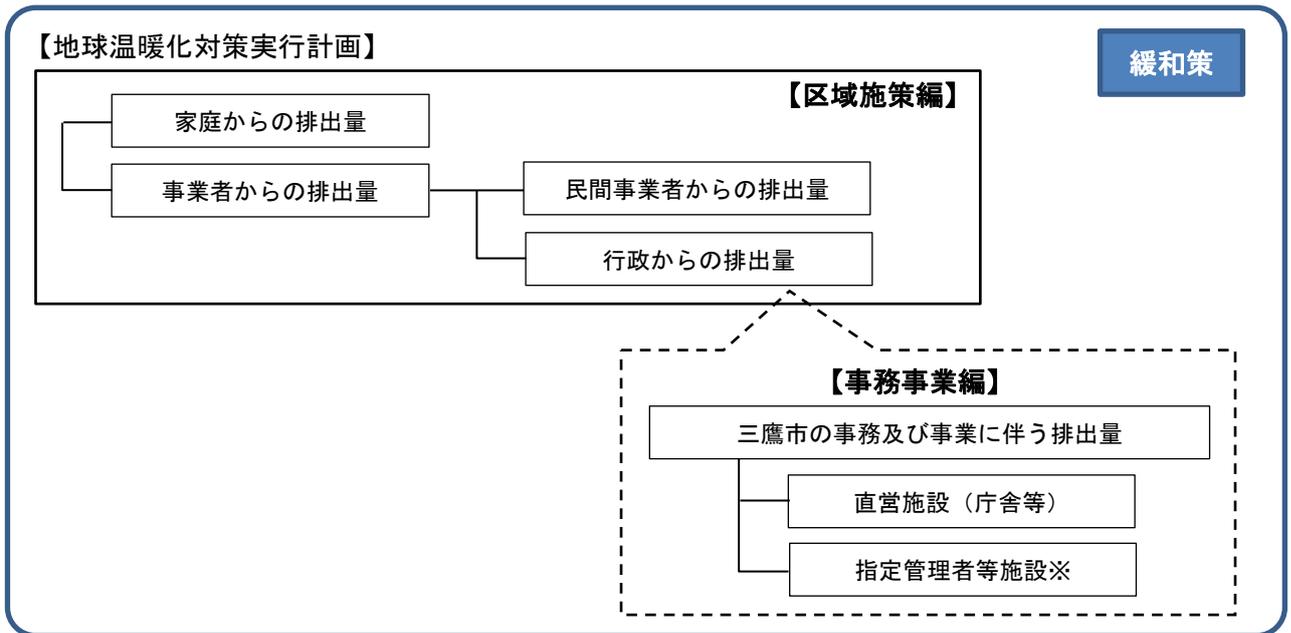
本計画は市全域を対象地域とし、「区域施策編」と「事務事業編」及び「地域気候変動適応計画」で構成され、市民、事業者、行政の各主体の協働により、取り組みを推進していきます。

「区域施策編」は、市域内の全ての市民・事業者から排出される温室効果ガスを対象とし、これには市の事務及び事業に伴い発生する排出量についても、市内で活動する事業者の 1 つとして含んでいます。

「事務事業編」は、市の事務及び事業に伴い発生する温室効果ガスについて、市が率先して温室効果ガスの削減に取り組むため、特に庁舎や市が所管する公共施設等を対象としています。市の事務及び事業に伴う温室効果ガスの排出状況について明確化し、市民や事業者に対し開かれた進行管理のもと、着実な対策を推進します。

また、本計画では、温室効果ガスの排出量を削減する「緩和策」と地域気候変動適応計画として地球温暖化の影響・被害を回避・軽減する「適応策」を定めています。「地域気候変動適応計画」は、地球温暖化によって既に起こりつつある、あるいは起こりうる気候変動の影響に対して、自然や社会のあり方を調整するための計画を示しています。

身の回りの環境を暮らしやすいものに保ち、持続可能な社会を構築するためには、地球温暖化に対する「緩和策」と「適応策」を車の両輪として実施することが大切です。



※「指定管理者等施設」は、第3期計画における「管理委託等施設」にあたる施設であり、第4期計画においては、「指定管理者等施設」と表記しています。

図 区域施策編と事務事業編及び地域気候変動適応計画の関係

(4) 対象となる温室効果ガス及び地球温暖化係数

本計画で対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に規定する以下の6種類の温室効果ガスを対象とします。各温室効果ガスの地球温暖化係数は、地球温暖化対策推進法施行令第4条において定められています。

表 温室効果ガスの種類と地球温暖化係数

温室効果ガスの種類	主な人為的な発生源	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO ₂)	産業、民生、運輸部門等における燃料の燃焼に伴うもの	1
メタン (CH ₄)	稲作、家畜の腸内発酵等の農業部門、廃棄物の埋立、下水処理に伴うもの	25
一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の燃焼や農業、廃棄物や汚泥の燃焼等に伴うもの	298
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱発泡剤等に使用されるもの	12~14, 800
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体等製造用や電子部品等の不活性液体等として使用されるもの	7, 390~17, 340
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用等として使用されるもの	22, 800

(5) 上位・関連計画と本計画の位置づけ

令和元（2019）年度に改定した「第4次三鷹市基本計画（第2次改定）」との整合及び連動を図る「三鷹市環境基本計画2022（第2次改定）」においては、「循環・共生・協働のまち みたか」を目指すべき将来の環境像とし、その環境目標の一つに「循環型社会を形成する」を位置づけ、資源・エネルギーの有効利用に向けた取り組みを進めることとしています。

本計画は、「三鷹市環境基本計画2022（第2次改定）」を上位計画とし、同計画における温室効果ガス排出量削減を強化するための役割を担う個別計画として位置づけています。

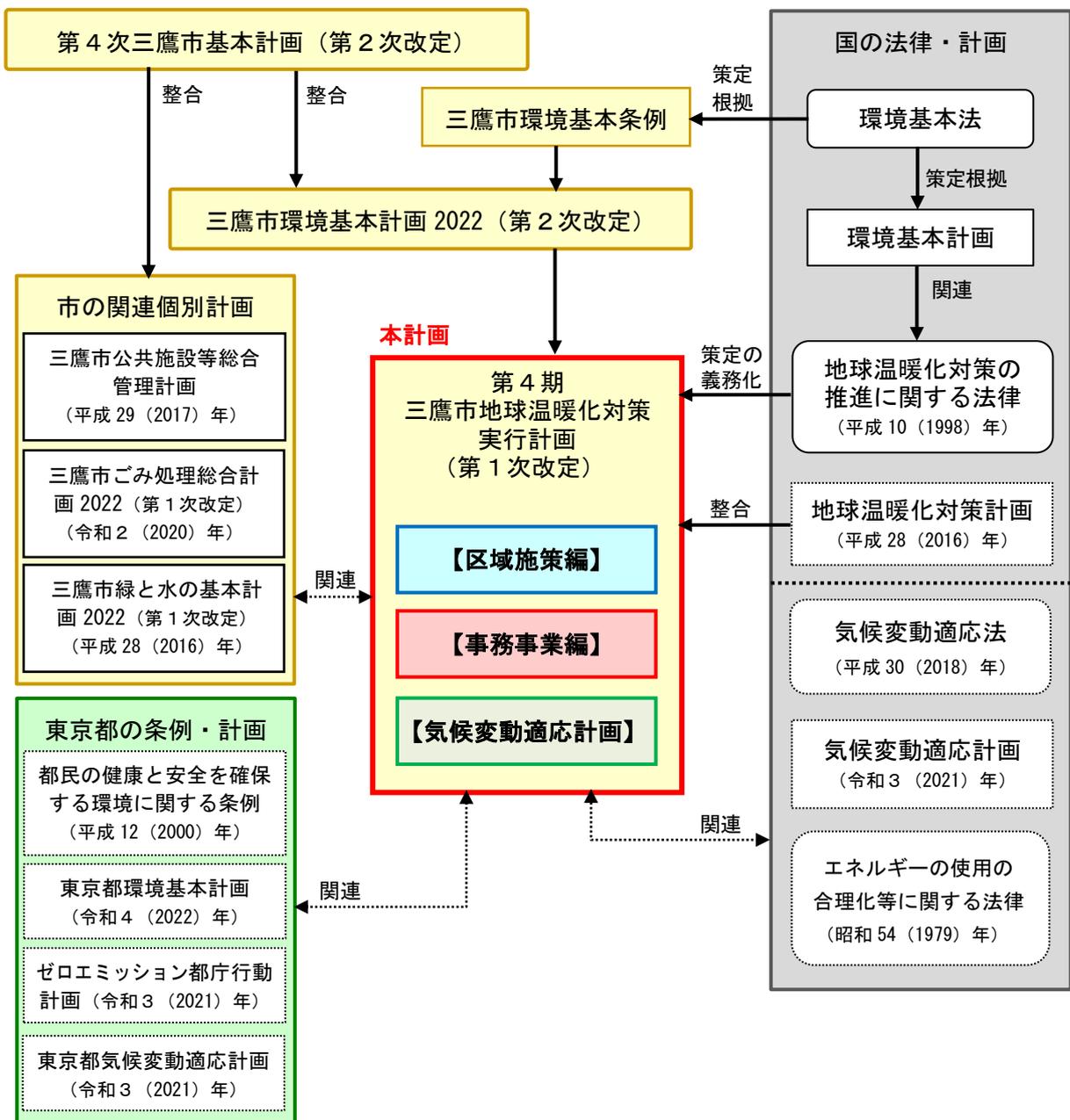


図 上位・関連計画と本計画の位置づけ

第1章 計画策定の背景

1-1 地球温暖化の概要

(1) 地球温暖化のしくみ

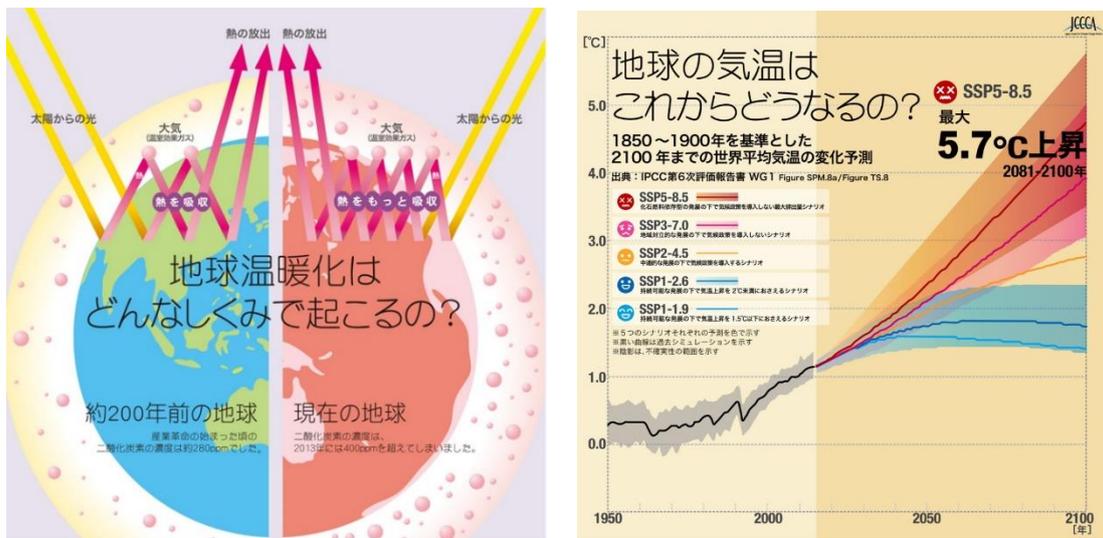
地球は、太陽から熱を受け、また、地球から宇宙に放出される熱は、地球を取り巻くガス層（温室効果ガス）に吸収され、そのバランスによって安定した気温を維持してきました。

しかし、産業革命以降の人類の急速な発展は、石油や石炭等の化石燃料の膨大な消費を招き、温室効果ガスの一種である二酸化炭素を大気中に大量に排出してきました。このことによって宇宙に熱が逃げにくくなり、地球の温暖化が進んでいます。

気候変動問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC（気候変動に関する政府間パネル※1）第6次評価報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。



【出典】温室効果ガスインベントリオフィス
全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>) より

図 地球温暖化のメカニズム（左）と世界平均気温の推移（右）

(2) 想定される地球温暖化の影響

地球温暖化に関する科学的な知見は、国際的な学術機関である IPCC により検討され、気温の上昇予測や、それに伴う海面上昇や自然災害の甚大化、生態系や農業への影響等が予測されてきました。

また、IPCC 第6次評価報告書によると、人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がなく、1850～1900年を基準とした世界平均気温は2011～2020年に1.1℃の温暖化に達しており、この観測値は過去10万年間で最も温暖だった数百年間の推定気温と比べても前例のないものであるとされています。

人間の影響が、熱波と干ばつの同時発生、火災の発生しやすい高温、乾燥、強風等の気象条件や極端な降雨や河川氾濫と高潮の組み合わせによる洪水をはじめとした「複合的な極端現象」の発生確率を高めています。

気温の将来予測について、21世紀半ばに実質CO₂排出ゼロが実現する最善シナリオにおいても2021～2040年平均の気温上昇は1.5℃に、化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しない最大排出量のシナリオにおいては、3.3～5.7℃の昇温を予測しています。

※1 IPCCとは、国連気候変動に関する政府間パネル(Intergovernmental Panel on Climate Change)の略で、人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、昭和63年に国連環境計画(UNEP)と世界気象機関(WMO)により設立された組織です。

各国政府を通じて推薦された科学者が参加し、5～6年ごとにその間の気候変動に関する科学研究から得られた最新の知見を評価し、評価報告書にまとめて公表しています。

これまで、第1次評価報告書(1990年)、第2次評価報告書(1995年)、第3次評価報告書(2001年)、第4次評価報告書(2007年)、第5次評価報告書(2013～2014年)、第6次評価報告書(2021～2023年)の評価報告書が、195ヶ国の政府が関わって作成し、各国政府の承認を取り付ける機構として機能しています。IPCC第6次評価報告書(2023年)によると、人為的な温室効果ガス排出が地球温暖化の主要な原因であることは、今や「不可逆的な証拠」であり、2019年の地球の平均表面気温は、1850～1900年の平均に比べて約1.1℃高く、過去100万年間で最も高い水準に達しています。

今世紀末までに1.5℃の温暖化を限定するためには、2020年から2050年までに人為的な二酸化炭素排出を実質ゼロにする必要があるとされています。1.5℃の温暖化を超えると、極端な気象現象や海面上昇などの影響が顕著に増加することが明らかになっています。今後数十年間は、どのような排出シナリオでも温暖化が続くことがほぼ確実ですが、排出削減の速度や規模によって、温暖化の程度や影響は大きく異なるとされています。

※2 RCPとは、代表濃度経路シナリオ(Representative Concentration Pathways)と呼ばれ、第5次評価報告書から代表濃度経路シナリオを複数用意し、それぞれの将来の気候を予測するとともに、その濃度経路実現する多様な社会経済シナリオを策定できる「RCPシナリオ」を用いています。

これにより、例えば「気温上昇を〇℃に抑えるためには」と言った目標主導型の社会経済シナリオを複数作成して検討することが可能となります。



【出典】温室効果ガスインベントリオフィス

全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>) より

図 世界平均気温の変化に対して予測される影響

地球温暖化を防止するためには、温室効果ガスの排出量と自然が吸収する量とのバランスを保ち、温室効果ガス濃度の安定化を図る必要があります。また、対策の速度が早ければ、温室効果ガスが安定化する濃度をより低く抑えることができます。

2018年に公表された IPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO2 排出量を 2050 年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050 年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

1-2 国際的な動向

(1) 気候変動枠組条約

平成4(1992)年5月、国連総会において「気候変動枠組条約」が採択され、同年6月、国連環境開発会議で日本を含む155か国が署名しました。

これにより、「気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させること」が世界共通の課題として認識され、地球温暖化問題に対する世界的な取り組みが進められることとなりました。

(2) 地球温暖化対策の約束草案

平成27(2015)年、パリで開催されたCOP21(Conference of the Parties-気候変動枠組条約第21回締約国会議)において各国から温室効果ガス削減に向けた目標である約束草案が提出され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

「日本の約束草案」では、地球温暖化問題に向けた具体的な削減目標として、「平成42(2030)年度までに平成25(2013)年度比で26%の削減」を約束草案の中に盛り込み、国連気候変動枠組条約事務局に提出されました。合意に至ったパリ協定では、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追及すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、先進国と途上国といった二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献(Nationally Determined Contribution)を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

平成30(2018)年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

令和3(2021)年10月から11月にかけて、英国・グラスゴーにおいて、COP26が開催されました。本会合内での決定文書では、最新の科学的知見に依拠しつつ、今世紀半ばでの温室効果ガス実質排出ゼロ及びその経過点である2030年に向けて野心的な緩和策及び更なる適応策を締約国に求める内容となっています。特にこの10年における行動を加速させる必要があることが強調されています。

IPCCは現在、第6次評価報告書サイクルの最終盤にあり、2021年から2022年にかけて第1作業部会(自然科学的根拠)、第2作業部会(影響、適応、脆弱性)、第3作業部会報告書(緩和策)が第6次評価報告書を公表しています。この中では、地球温暖化の原因が人間にあることは疑う余地がないとされ、地球温暖化によりリスクが増加すると明記されています。世界全体での温室効果ガス排出量は増え続けており、今後様々な取り組みで温室効果ガス排出量をゼロにした後も、維持そして削減が必要であり、気候にレジリエントな開発が必要であるとされています。

(3) 持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals : SDGs)

持続可能な開発目標 (SDGs : エスディー・ジーズ) は、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された平成 28 (2016) 年から令和 12 (2030) 年までの国際目標です。気候変動や地球温暖化対策だけでなく包括的な目標が策定されており、持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない (leave no one behind) ことを誓っています。我が国では、実施体制の構築や実施指針の策定、ステークホルダーとの連携、「2030 アジェンダ」のグローバルな実施の支援等が行われています。17 の目標のうち目標 7、目標 11、目標 12、目標 13、目標 15、目標 17 等は、「環境」「経済」「社会」の統合的向上による持続可能な都市の実現を目指す三鷹市が本計画を推進していく上で、特に関連の深い項目です。



図 持続可能な開発目標

表 本計画と関連の深い項目

	目標7	行政の役割
<p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p>	<p>エネルギーをみんなに、そしてクリーンに</p> <p>全ての人々に安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを保障する</p>	<p>公共施設に対して率先して省エネルギーや再生可能エネルギーの利用を推進する。市民・事業者が省エネルギー対策や再生可能エネルギーの利用を進めるための支援を行う。安価でかつ効率的で信頼性が高い持続可能なエネルギー源の利用を増やす。</p>
	目標11	行政の役割
<p>11 住み続けられる まちづくりを</p>	<p>住み続けられるまちづくりを</p> <p>まちや人々が住んでいるところを、だれもが受け入れられ、安全で災害に強く、持続可能な場所にする。</p>	<p>緑と水など自然環境と利便性の調和、安全安心、災害に強く、郷土の歴史大切にしながら新たな文化を創造する高環境・高福祉のまちづくりを進める。</p>
	目標12	行政の役割
<p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>つくる責任 つかう責任</p> <p>生産と消費の形態を持続可能なものにするを促進する。</p>	<p>生産、消費、廃棄の過程における環境負荷を低減するためには市民一人ひとりの意識や行動を見直す必要がある。省エネや4Rを意識したライフスタイルに向けて市民を対象とした環境啓発事業などを行なう。</p>
	目標13	行政の役割
<p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>	<p>気候変動に具体的な対策を</p> <p>気候変動とその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	<p>気候変動問題は、年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕著化している。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討を行なう。</p>
	目標15	行政の役割
<p>15 陸の豊かさ を守ろう</p>	<p>陸の豊かさを守ろう</p> <p>陸の生態系を保護・回復し、持続可能な利用を促進し、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地の劣化、生物多様性の喪失を止める。</p>	<p>緑と水の公園都市を実現するため、緑と水の保全、再生・創出を進めるとともに、多様な生物の生息を可能とする樹林、農地、水辺、公園緑地等の生息域の保全と拡充、連続化、質の向上、街かどの生息小空間の創出など、生き物の生息に配慮した空間づくりに取り組む。</p>
	目標17	行政の役割
<p>17 パートナリシップで 目標を達成しよう</p>	<p>パートナーシップで目標を達成しよう</p> <p>目標達成のために必要な行動を強化し、持続可能な発展に向けてグローバル・パートナーシップを活用する。</p>	<p>市民・事業者・団体等多くの関係者を結びつけ、パートナーシップの推進を担う中核的な役割を果たす。持続可能な都市を構築していくため多様な主体の協力関係を築くことが重要。</p>

1-3 我が国の近年の動向

(1) 地球温暖化対策計画

令和2(2020)年10月、我が国は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌令和3(2021)年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和3年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第54号)では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置づけ、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取り組みやイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、令和3年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策(屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再生可能エネルギー(以下「再エネ」という。)電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等)を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置づけられています。

令和3年10月には、これらの目標が位置づけられた地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

2050年カーボンニュートラルと2030年度46%削減目標の実現は決して容易なものではなく、全ての社会経済活動において脱炭素を主要課題の一つとして位置付け、持続可能で強靱な社会経済システムへの転換を進めることが不可欠であること、目標実現のために、脱炭素を軸として成長に資する政策を推進していくことなどが示されています。

表 地球温暖化対策計画における 2030 年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

【出典】環境省（2021）「地球温暖化対策計画」

<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>>

令和3（2021）年10月には、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）」の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を2030年度までに46%削減（2013年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。また、地球温暖化対策計画において、事務事業編に関する取り組みは、政府実行計画に準じて取り組むこととされています。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を2025年度までに95%、2030年度までに100%とすることを目指すとしています。

また、「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019年9月時点ではわずか4団体でしたが、2022年12月末時点においては823団体と加速度的に増加しています。なお、表明地方公共団体の人口を、都道府県と市町村の重複を除外して合計すると、約1億2,448万人を超える計算になります。

このように、脱炭素を巡る動きが加速化するとともに、世界においても、脱炭素市場が拡大し、地方公共団体による脱炭素をめぐる動きも進んでいる状況を受け、令和4年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第60号）では、我が国における脱炭素社会の実現に向けた対策の強化を図るため、温室効果ガスの排出の量の削減等を行う事業活動に対し資金供給等を行うことを目的とする株式会社脱炭素化支援機構に関し、その設立、機関、業務の範囲等を定めるとともに、国が地方公共団体への財政上の措置に努める旨が規定されました。

(2) エネルギーの使用の合理化等に関する法律

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(昭和 54 年法律第 49 号)は、昭和 54 (1979) 年、石油危機を契機に制定され、工場・事業場、輸送、建築物、機械器具等に対し、エネルギー使用の合理化に関する措置を講ずることとしています。しかし、近年、地球温暖化対策の必要性が高まっていることから、主に業務・家庭部門のエネルギー対策を強化することを趣旨として、法の一部が改正され、平成 22 (2010) 年度から施行されました。この改正により、規制の対象を工場・事業場単位から、企業単体へと変更しており、同一企業の個々の事業所が指定のエネルギー消費量(原油換算値 1,500kl 以上)になくとも、企業全体で基準を満たせば、制度の対象となり報告書の提出が義務づけられます。

市の事務及び事業においても法制度への対応が必要となっており、毎年、エネルギー使用状況について報告書を提出しています。

また令和 4 年 5 月に公布された「安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律」(令和 4 年法律第 46 号、令和 5 年 4 月 1 日から施行)では、法令名を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に改正し、エネルギーの使用の合理化の対象に、非化石エネルギーを追加するとともに、一定規模以上のエネルギーを使用する事業者に対する義務として、非化石エネルギーへの転換の目標を達成するための中長期的な計画の作成・提出を追加、また、電気の需給状況の変動に応じた電気の需要のシフトを図るため、現行の「電気の需要の平準化」を「電気の需要の最適化」に改正し、事業者の取り組みに関する指針を整備する等の措置を規定しています。

(3) 気候変動適応法

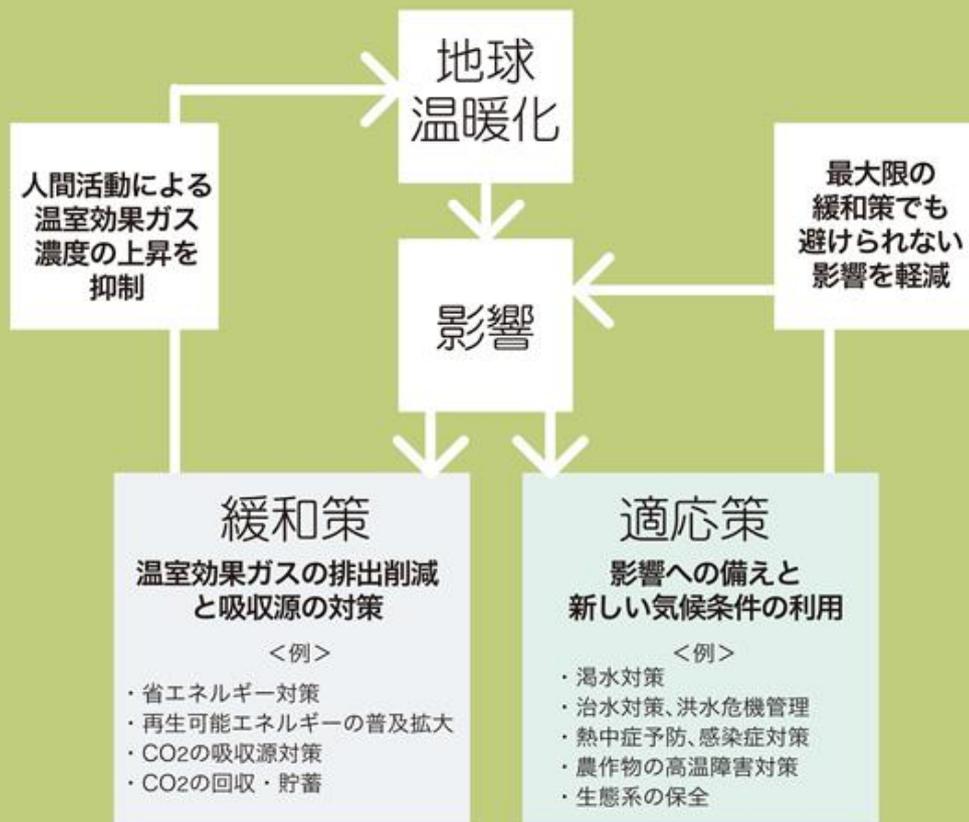
平成 30 (2018) 年 6 月に気候変動適応法が公布されました。

この法律は、気候変動による人の健康や生活環境の悪化、生物の多様性の低下その他生活、社会、経済または自然環境において生じる影響に対して、被害の防止、軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展と自然環境の保全を図る適応策を推進していくとしています。

また、地方公共団体の責務として地域の自然・経済・社会の状況に応じた気候変動に対する適応策の推進に努めることとされています。

今後、地球温暖化等その他の気候変動による影響に対しては、温室効果ガスの排出削減対策(緩和策)と気候変動による影響がもたらす被害の回避・軽減対策(適応策)の両輪で取り組んでいく必要があります。

気候変動の緩和策・適応策の関係 緩和・適応とは？



出典) 文科省・気象庁・環境省「気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート」2012年度版

図 気候変動の緩和策と適応策の関係

【出典】 文部科学省・気象庁・環境省「気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート」

1-4 東京都の動向

(1) 東京都環境基本計画における目標と施策の方向性

令和4（2022）年9月に改定された東京都環境基本計画では、2050年のあるべき姿の実現に向けて、2030年までの行動が極めて重要との認識の下、具体的な目標と施策のあり方が示されています。目指す都市の姿を「未来を拓くグリーンでレジリエントな世界都市・東京」とし、「エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用」、「自然と共生する豊かな社会の実現」、「良質な都市環境の実現」から成る3つの戦略に加え、直面するエネルギー危機に迅速・的確に対応する取り組みを戦略0とする「3+1の戦略」により、各分野の環境問題を包括的に解決していくことを掲げています。

戦略0 危機を契機とした脱炭素化とエネルギー安全保障の一体的実現

戦略1 エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用によるゼロエミッションの実現

戦略2 生物多様性の恵みを受け続けられる、自然と共生する豊かな社会の実現

戦略3 都民の安全・健康が確保された、より良質な都市環境の実現

この中で、2050年までに、世界のCO₂排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」の実現のため、2030年までに都内温室効果ガス排出量を50%削減（2000年比）する「カーボンハーフ」を目指し、取り組みを大胆に加速させるとしています。

『東京都環境基本計画』戦略1

エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用によるゼロエミッションの実現における目標（2030年まで）

◆エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用によるゼロエミッションの実現

- 都内温室効果ガス排出量（2000年比）50%削減（カーボンハーフ）
 - 産業・業務部門において、約50%程度削減（業務部門で約45%程度削減）
 - 家庭部門において、約45%程度削減　・運輸部門において、約65%程度削減
- 都内エネルギー消費量（2000年比）50%削減
 - 産業・業務部門において、約35%程度削減（業務部門で約25%程度削減）
 - 家庭部門において、約30%程度削減　・運輸部門において、約65%程度削減

◆再生可能エネルギーの基幹エネルギー化

- 再生可能エネルギー電力利用割合を50%程度（中間目標：2026年30%程度）
- 都内太陽光発電設備導入量200万kW以上

◆ゼロエミッションビルディングの拡大

◆ゼロエミッションモビリティの推進

- 乗用車、二輪車の新車販売を100%非ガソリン化^{※1}
- 乗用車の新車販売台数に占めるZEV^{※2}の割合50%
- ゼロエミッションバスの導入300台以上
- 小型路線バスの新車販売を原則ZEV化
- ZEVインフラの整備として急速充電器1000基、水素ステーションの整備150か所

◆持続可能な資源利用の実現

- 一般廃棄物のリサイクル率37%^{※3}
- 家庭と大規模オフィスビルからのプラスチック焼却量（2017年度比）40%削減
- 食品ロス発生量（2000年度比）半減

◆フロン排出ゼロに向けた取り組み

- フロン（HFCs）排出量（2014年度比）65%削減（約1.4百万t-CO_{2eq}）

◆気候変動適応策の推進

- 都政及び都民・事業者の活動において、サステナブル・リカバリーの考え方や、デジタルトランスフォーメーションの視点も取り入れながら、気候変動の影響を受けるあらゆる分野で、気候変動による将来の影響を考慮した取り組みがされている。

◆都自らの率先行動を大胆に加速

※1 非ガソリン化とは、ZEV^{※2}とハイブリッド自動車にしていくこと。

※2 ZEVとは、走行時にCO₂を排出しない電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド自動車（PHV）・燃料電池自動車（FCV）のこと。（PHVはEVモードによる走行時）

※3 一般家庭の日常生活から生じる家庭廃棄物と、事業活動に伴って生じる事業系一般廃棄物に区分される

(2) ゼロエミッション都庁行動計画

東京都は令和3（2021）年1月、都内温室効果ガス排出量を2030年までに50%削減（2000年比）すること、再生可能エネルギーによる電力利用割合を50%程度まで高めることを表明しました。これを受け、都の事務事業に伴う温室効果ガス削減などの取り組みを一層強化し、2030年カーボンハーフの達成に向け、都民・事業者の取り組みを牽引していくため、「ゼロエミッション都庁行動計画」を令和3（2021）年3月に策定し、全庁的な取り組みを強力的に推進し、都庁における2030年カーボンハーフを目指しています。

ゼロエミッション都庁行動計画の概要

- ◆ 計画期間 2020 から 2024 年度（5 か年）
- ◆ 対象項目
 - ・分野1 建物のゼロエミッション化に向けた省エネルギーの推進・再生可能エネルギーの利用拡大
 - ・分野2 ZEV（ゼロエミッションビークル）の導入推進
 - ・分野3 使い捨てプラスチックの削減
 - ・分野4 食品ロスの削減
 - ・分野5 フロン対策の推進

(3) 総量削減義務と排出量取引制度

東京都ではエネルギーの使用が原油換算 1,500k1 以上の大規模事業所について、第1期計画期間（平成22～26（2010～2014）年度）で6%、第2期計画期間（平成27～令和元（2015～2019）年度）で17%、第3期計画期間（令和2～6（2020～2024）年度）で27%の排出量削減を義務づけています。

また、削減に際しては、義務を超過して削減した排出量余剰分をクレジット化し、他事業所との移転、取得を認める等、排出量取引制度を設けています。

(4) 東京都地球温暖化対策報告書制度

都内に複数の同一事業所を設置する事業者のうち、対象事業所（原油換算エネルギー使用量が30k1以上1,500k1未満）の原油換算エネルギー使用量の合計が3,000k1以上になる場合、本社等に地球温暖化対策報告書の取りまとめと、提出・公表を義務づけており、市の公共施設についても、同制度の対象となっています。

義務対象とならない中小事業者においても、任意に報告書を提出することができ、提出した事業者は、無料省エネ診断の実施や削減排出量クレジット化による資金援助等の支援策を受けられるほか、東京都が指定する導入推奨機器（省エネ及び再エネ設備）を取得した場合に事業税を減免する「省エネ促進税制」を利用することができます。

第2章 地球温暖化を取り巻く三鷹市の状況

2-1 区域の特徴

以下に示す三鷹市の自然的・社会的条件を踏まえ、区域施策編に位置づけるべき施策の整理を行います。また、他の関係行政施策との整合を図りながら、地球温暖化対策に取り組むこととします。

(1) 地域の概要

三鷹市は、東京都の西方、都心より17.5kmにあつて、武蔵野台地上に位置し、東は杉並区及び世田谷区、西は小金井市、南は調布市、北は武蔵野市と接しています。総面積は16.42km²で、全市域が市街化区域に指定されています。

(2) 気候概況

三鷹市は、標高50～60mの武蔵野台地に位置しており、気候的には多摩西部の山間部とは異なり年間平均気温は15.9℃（令和3年）で冬、夏の温度差も比較的小さく、総体的には温暖な気候状態です。

三鷹市の年間雨量は、平均1,500～1,600mm前後で比較的5月から10月までの間が多くなっています。過去、仙川出水、台風による増水等のいくつかの風水害を経験していますが、総じて歴史に残るような大惨事は経験していません。

三鷹市周辺（府中市アメダスデータ）の昭和52（1977）年～令和3（2021）年の日平均気温をみると、過去44年間で1.5℃～2℃の上昇傾向にあります。

最高気温や最低気温についても、各年の傾向としては共に上昇傾向にあります。特に最高気温は2～3℃の上昇傾向にあり、その傾向は顕著にみられます。

このように三鷹市周辺においても、地球温暖化やヒートアイランド現象の影響と考えられる気温の上昇傾向が認められ、熱中症等の被害拡大が懸念されます。

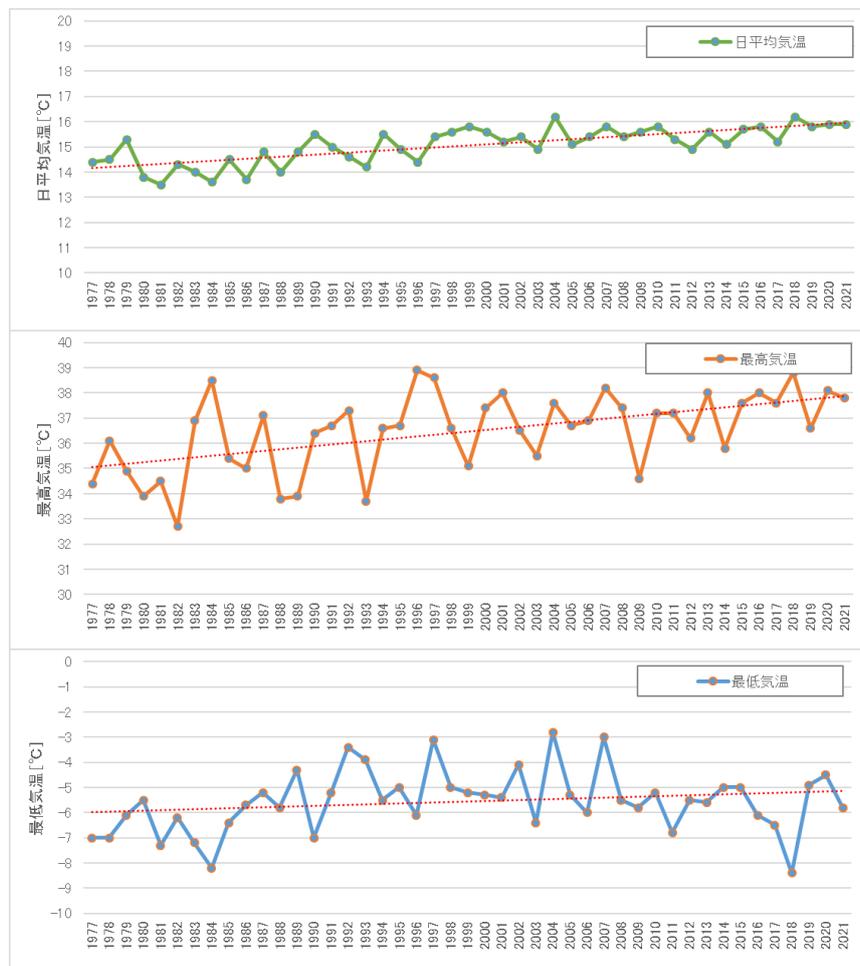


図 三鷹市周辺（府中観測所アメダスデータ）の気温推移

(3) 人口と世帯数

三鷹市の人口は、令和4（2022）年1月1日現在190,590人であり、昭和50年代に16万人規模に定着する時期に入りましたが、平成10（1998）年ごろから再び増加の傾向を示しています。平成31（2019）年3月に策定した「三鷹市将来人口推計」によれば、総人口は令和20（2038）年に最大（193,349人）となり、その後、徐々に減少に転じるものと見込まれます。

また、65歳以上のいわゆる高齢者人口は年々増えつつあり、令和4年1月1日現在では全人口の約21.9%に至っており、令和31（2049）年には59,756人（31.2%）となります。

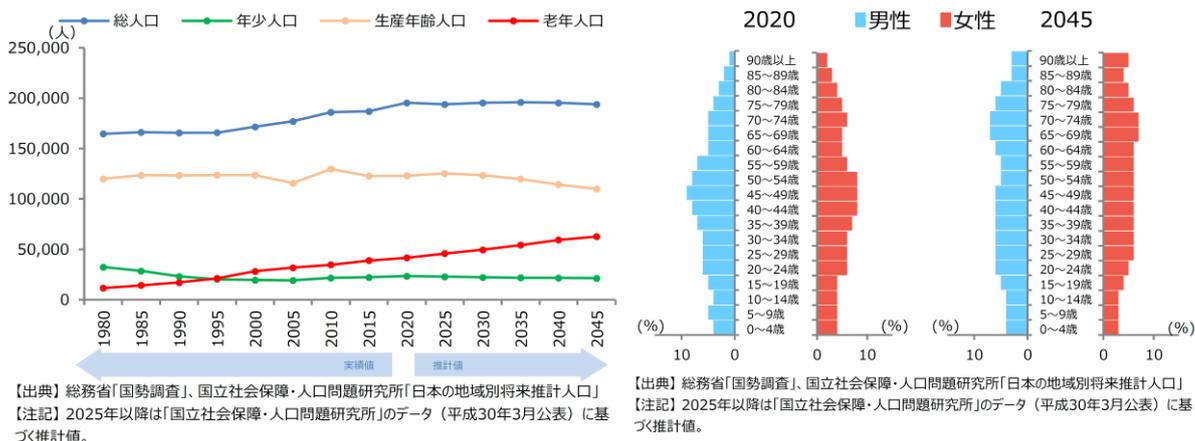


図 三鷹市の人口推移と人口ピラミッド推移

(4) 土地利用

土地利用は、宅地が全体の 84.5% を占めています。人口増加を背景とした宅地化により、田、畑、山林その他は減少傾向にあります。

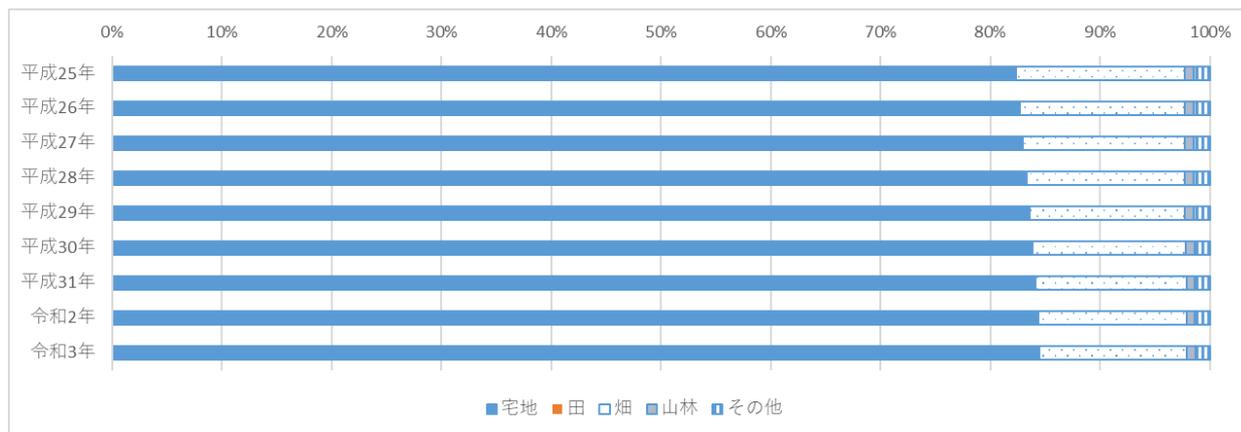


図 三鷹市の地目別土地利用面積の構成比の推移

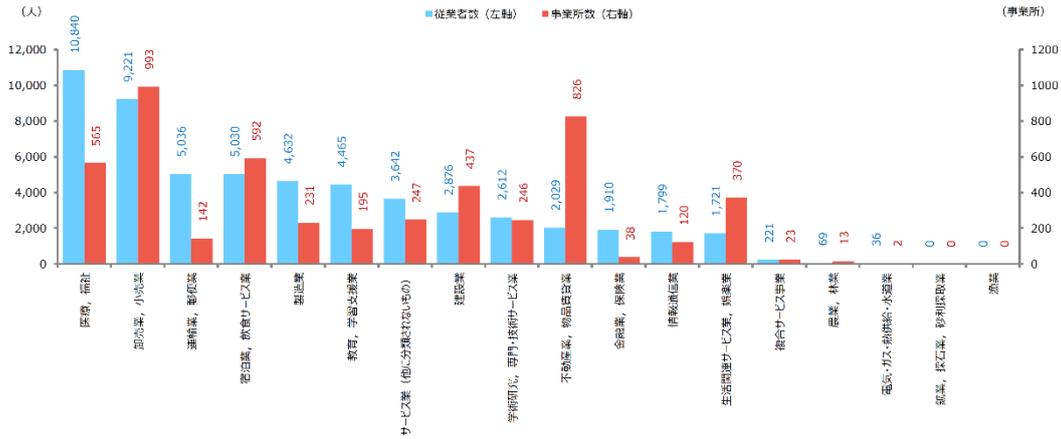
(5) 産業

平成 28 (2016) 年時点における市内の産業従事者数は 56,139 人です。

産業分類別の内訳は、医療・福祉・教育などのサービス業が多く、特に教育、学習支援業は全国傾向よりも構成比が大きくなっており、特徴的な産業と言えます。

企業数、事業所数、従業者数については、全体的に減少傾向にあります。

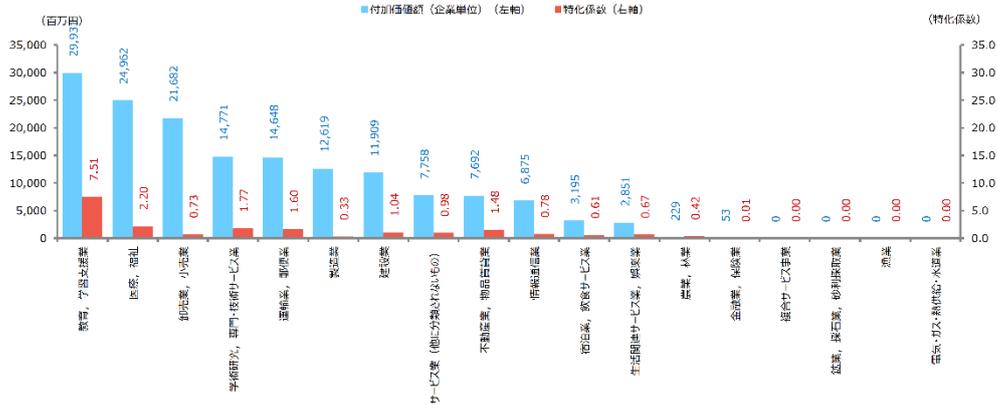
2016年



【出典】総務省「経済センサス-基礎調査」、総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」再編加工

図 産業大分類別に見た従業員数（事業所単位）と事業所数

2016年



※付加価値額の面から、自地域において稼ぐ力の大きな産業を概観します。

※特化係数が1よりも大きな産業は、全国傾向よりも構成比が大きくなっており、特徴的な産業と言えます。

図 産業大分類別に見た付加価値額（企業単位）



【出典】総務省「経済センサス-基礎調査」、総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」再編加工

【注記】企業数については、会社数と個人事業所を合算した数値。従業員数は事業所単位の数値。

図 企業数・事業所数・従業員数の推移

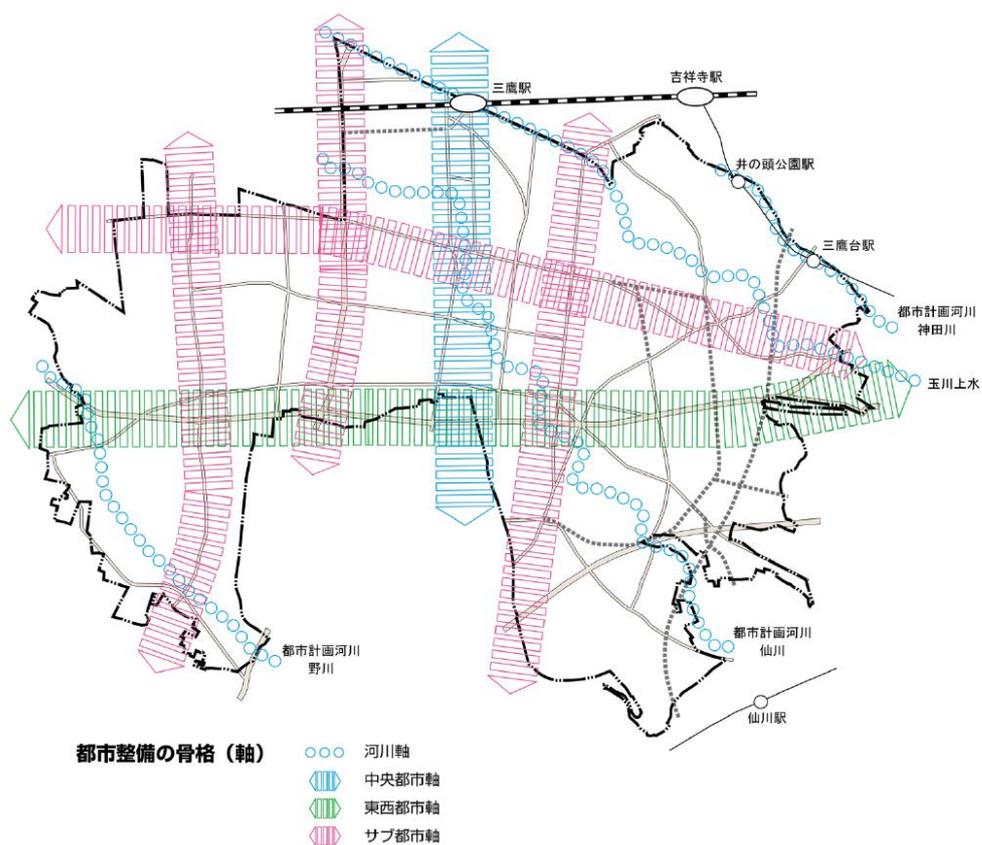
(6) 交通

市内の自動車交通は、市域の中央都市軸：3・4・17号線（三鷹通り）と、東西都市軸：3・2・2号線（東八道路）を2軸とし、東西・南北を結ぶ幹線道路網が発達しています。

鉄道については、市内3駅の鉄道利用者数（1日平均）の合計は約11万3千人（令和元（2019）年度現在）でしたが、令和3（2021）年時点ではコロナ禍の影響を受け減少に転じています。

また、鉄道以外の公共交通機関として、市内にはバス網が発達しています。

都市整備の骨格(軸)



※河川軸：河川および玉川上水

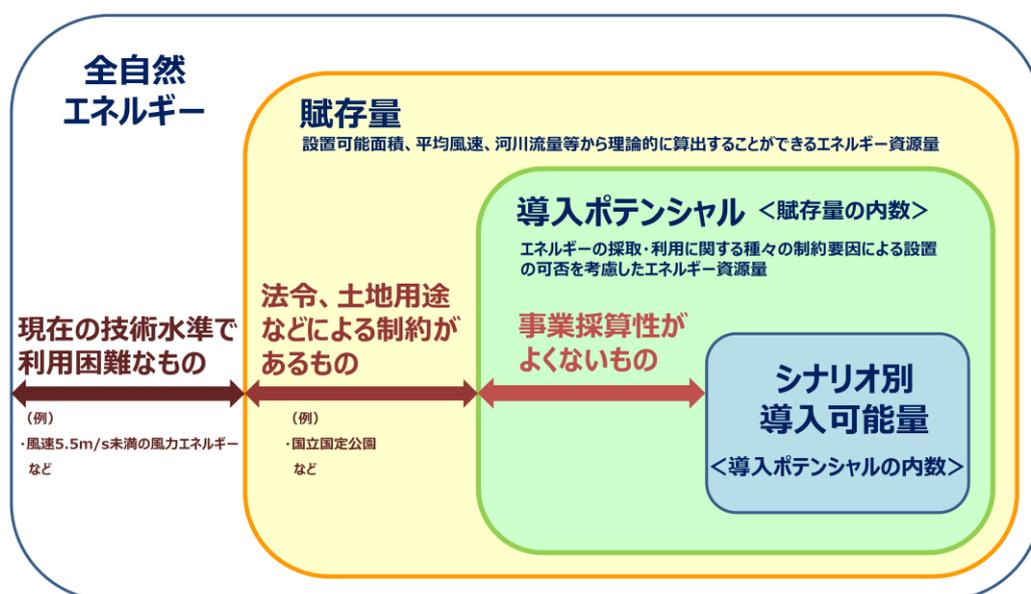
【出典】三鷹市土地利用総合計画 2022（第2次改定）

図 三鷹市の交通軸

2-2 再生可能エネルギーポテンシャルについて

(1) 再生可能エネルギー導入ポテンシャルの定義

環境省にて各種再エネ導入ポテンシャル情報が提供されています。ここで再エネ導入ポテンシャルとは、全自然エネルギーから一定の事業性や土地利用の法的規制・制限の条件を除いた資源量と定義されています。この再エネ導入ポテンシャルは一概に全て利用できるというものではなく、最大限の資源量を見込んだ指標であり、実際は導入が難しいものも含まれます。



※導入ポテンシャル＝賦存量のうち、エネルギーの採取・利用に関する種々の制約要因（土地の傾斜、法規制、土地利用、居住地からの距離等）により利用できないものを除いたエネルギー資源量

図 導入ポテンシャルの定義

表 ポテンシャルの種類と定義

ポテンシャルの種類	定義
賦存量	技術的に利用可能なエネルギーの大きさ(kW)または量(kWh等)。設置可能面積、平均風速、河川流量等から理論的に算出することができるエネルギーの大きさ(kW)または量(kWh等)のうち、推計時点において、利用に際し最低限と考えられる大きさのあるエネルギーの大きさ(kW)または量(kWh等)。
導入ポテンシャル	各種自然条件・社会条件を考慮したエネルギーの大きさ(kW)または量(kWh等)。賦存量のうち、エネルギーの採取・利用に関する種々の制約要因(土地の傾斜、法規制、土地利用、居住地からの距離等)により利用できないものを除いた推計時点のエネルギーの大きさ(kW)または量(kWh等)。
事業性を考慮した導入ポテンシャル	事業性を考慮したエネルギーの大きさ(kW)または量(kWh等)。推計時点のコスト・売価・条件(導入形態、各種係数等)を設定した場合に、IRR(法人税等の税引前)が一定値以上となるエネルギーの大きさ(kW)または量(kWh等)。

【出典】再生可能エネルギー情報提供システム[REPOS(リーボス)]

(2) 三鷹市の再生可能エネルギー導入ポテンシャル

三鷹市の再エネ導入ポテンシャルは下表のとおりです。三鷹市の地域特性上、太陽光が導入ポテンシャルとして有望であると考えられます。

表 三鷹市の再生可能エネルギー導入ポテンシャル ※1, 2

大区分	中区分	賦存量	導入ポテンシャル	単位
太陽光	建物系	—	291.7	MW
		—	394,744.3	MWh/年
	土地系	—	88.6	MW
		—	118,885.8	MWh/年
	合計	—	380.3	MW
—	—	513,630.1	MWh/年	
風力	陸上風力	157.8	0.0	MW
		281,995.3	0.0	MWh/年
中小水力	河川部	0.0	0.0	MW
		0.0	0.0	MWh/年
	農業用水路	0.0	0.0	MW
		0.0	0.0	MWh/年
	合計	0.0	0.0	MW
—	—	0.0	MWh/年	
地熱	蒸気フラッシュ	0.0	0.0	MW
		—	0.0	MWh/年
	バイナリー	0.0	0.0	MW
		—	0.0	MWh/年
	低温バイナリー	0.0	0.0	MW
—		0.0	MWh/年	
合計	0.0	0.0	MW	
—	—	0.0	MWh/年	
再生可能エネルギー（電気）合計		—	380.3	MW
—		—	513,630.1	MWh/年
太陽熱	太陽熱	—	750,522.3	GJ/年
地中熱	地中熱（クローズドループ）	—	5,388,723.4	GJ/年
再生可能エネルギー（熱）合計		—	6,139,245.7	GJ/年
木質バイオマス ※3	発生量（森林由来分）	0.0	—	千 m ³ /年
	発熱量（発生量ベース）※4	0.0	—	GJ/年
再生可能エネルギー（バイオマス）合計		—	—	GJ/年

備考：

・ 「—」は推計対象外あるいは数値がないことを示しています。

※1 「■ポテンシャルに関する情報」のうち、太陽光、風力、中小水力、地熱については、上段が設備容量、下段が年間発電電力量を示しています。

※2 ポテンシャル（賦存量、導入ポテンシャル）の推計手法の詳細については、利用解説書や REPOS ウェブサイトの報告書をご確認ください。

※3 木質バイオマスの推計方法・留意事項については、「○木質バイオマスの推計について」（<https://www.renewable-energy-potential.env.go.jp/RenewableEnergy/dat/xlsx/source3.pdf>）よりご確認ください。

※4 発熱量（発生量ベース）は木材そのものが持つ熱量であり、使用時を想定した熱量である太陽熱や地中熱のポテンシャルとは直接比較できません。

太陽光のポテンシャルの詳細は次表のとおりです。建物系と土地系があり、三鷹市では建物系の戸建て住宅等やその他建物で導入ポテンシャルが高くなっており、一般住宅への太陽光発電の導入が重要であると考えられます。

表 三鷹市の再生可能エネルギー導入ポテンシャル（太陽光の詳細）

中区分	小区分 1	小区分 2	導入ポテンシャル	単位	
建物系	官公庁		3.8	MW	
			5,047.1	MWh/年	
	病院		2.9	MW	
			3,887.8	MWh/年	
	学校		11.4	MW	
			15,318.3	MWh/年	
	戸建住宅等		147.9	MW	
			201,837.4	MWh/年	
	集合住宅		21.4	MW	
			28,720.9	MWh/年	
工場・倉庫		3.9	MW		
		5,201.3	MWh/年		
その他建物		100.4	MW		
		134,644.5	MWh/年		
鉄道駅		0.1	MW		
		87.1	MWh/年		
合計			291.7	MW	
			394,744.3	MWh/年	
土地系	最終処分場	一般廃棄物	0.0	MW	
			0.0	MWh/年	
	耕地	田		0.0	MW
				41.8	MWh/年
		畑		20.5	MW
				27,504.2	MWh/年
	荒廃農地	再生利用可能（営農型）※		1.0	MW
				1,316.9	MWh/年
		再生利用困難		67.1	MW
			90,022.8	MWh/年	
ため池		0.0	MW		
		0.0	MWh/年		
合計			88.6	MW	
			118,885.8	MWh/年	

※ 再生利用可能（営農型）は、すべての荒廃農地に営農型太陽光を設置した場合の推計値を示しています。

一方で、三鷹市の再エネの導入量は下表のとおりです。

表 三鷹市の再生可能エネルギー導入量（令和3年度）

大区分	中区分	導入実績量	単位
太陽光	10kW 未満	8.1	MW
		9,721.0	MWh/年
	10kW 以上	2.1	MW
		2,714.0	MWh/年
	合計	10.2	MW
		12,435.0	MWh/年
風力		0.0	MW
		0.0	MWh/年
水力		0.0	MW
		0.0	MWh/年
バイオマス		0.0	MW
		0.0	MWh/年
地熱		0.0	MW
		0.0	MWh/年
再生可能エネルギー（電気）合計		10.2	MW
		12,435.0	MWh/年
太陽熱※	太陽熱温水器	—	台
		—	m ²
	ソーラーシステム	—	台
		—	m ²
地中熱※		—	件
		0.0	kW
再生可能エネルギー（熱）合計		—	件
		0.0	kW

※ 「導入実績に関する情報」の各区分の値は「自治体排出量カルテ」（環境省）の「④再エネ導入量の把握」で示されている値を引用して集計しています。この値は、「固定価格買取制度 情報公開用ウェブサイト：B 表 市町村別認定・導入量」（経済産業省）をもとに集計されたものです。

再エネポテンシャル 380.3MW(513,630.1MWh/年)のうち、導入されているのは 10.2MW(12,435.0MWh/年)とわずか 2.7%にとどまっています。また、現在の電力需要量(2019年値) 854,960MWh/年に対し、対消費電力再エネ導入ポテンシャル比(再エネ導入ポテンシャル) / (電力需要量) は 60.1%となっています。

全国の省エネ導入比率全国平均 19.8% (2020年度) と比較すると、活用されている量が非常に少ないことが課題となっています。

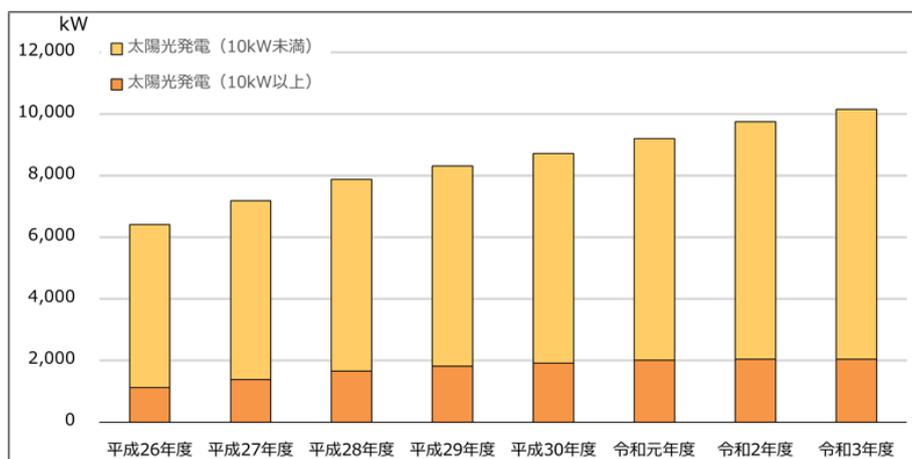


図 区域の太陽光発電導入容量累積の経年変化



『市内の建物における太陽光パネル設置ポテンシャル』

三鷹市には、どれだけ太陽光パネルがついているのか？

2022年に三鷹中等教育学校二年生の4人グループがそんな興味を持ち、市内の太陽光パネルの設置状況を調べました。

【調査方法】

Google EarthとGoogle Mapの航空写真を使い、丁目ごとの総建物棟数とパネルの有無、パネル面積を調べていきます。

発電出力は、カタログなどを参考にして単位面積当たりの算定を行っているそうです。

さらに、建物の分類（一軒家、集合住宅、公共施設、店舗など）も行い、地域ごとや施設別など様々な角度から考察をしています。

【調査結果】

- ・三鷹市における設置件数：2,164棟
- ・総建物棟数（41,225棟）に対する設置率：5.25%
- ・三鷹市における総発電出力：11,109kW

【まとめ】

5%という現状から100%へできるアクションを、それが「Go to One Hundred Project」

このプロジェクトは、「Go to One Hundred Project」と名付けられ、太陽光パネルの設置が進んでいない現状を知り、危機感を持ってもらうことで、少しでも設置が進めばと考えているそうです。

2-3 三鷹市のこれまでの取り組みと評価

市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、平成 14（2002）年度に本計画を策定し、温室効果ガスの排出量の削減に取り組んできました。

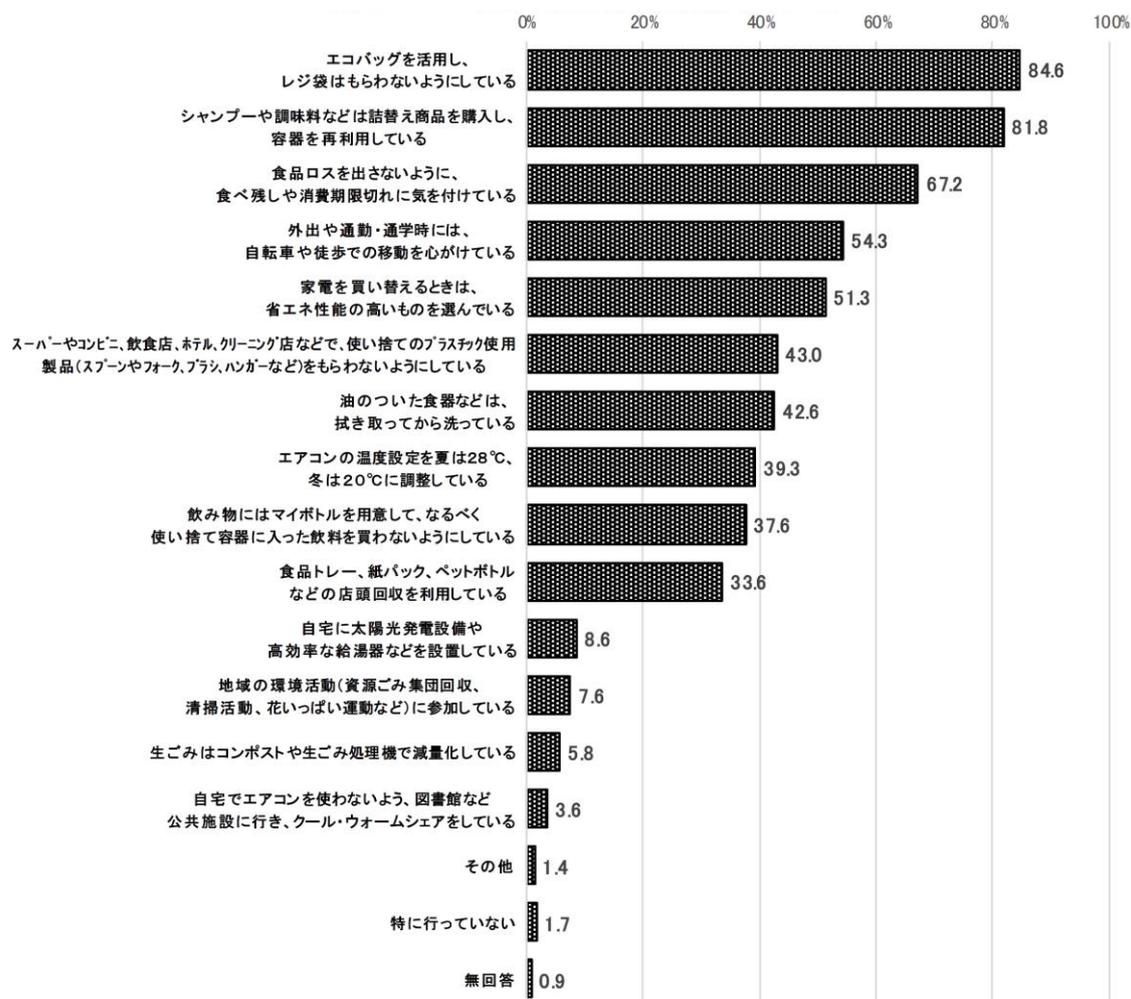
（1） 区域施策編

第 4 期計画である本計画は、令和元（2019）年度から令和 12（2030）年度までの 12 年間の計画とし、市全域を対象とした温室効果ガス排出量の削減目標を定め、対策に取り組んできましたが、近年の国際的な動向や国内の動向を踏まえ、これまで以上に地球温暖化対策を講じていく必要があり、社会情勢等を勘案して計画を改定することとします。その際、住民や地域の事業者とも連携の上、地球温暖化対策に取り組んでいくこととします。

市民、事業者等は、省エネ活動や太陽光発電設備の利用、ごみの減量・リサイクル等日常生活や事業活動の中で、環境負荷の低減の取り組みを進めています。

令和 4（2022）年度に行われた「第 5 次三鷹市基本計画策定に向けた市民満足度調査」において「日頃の環境に配慮した取り組み」について調査したところ「エコバッグを活用」が 84.6%、「詰替え商品の購入」が 81.8%、「省エネ性能の高い家電への買い替え」が 51.3%という結果となっており、市民一人ひとりの環境への意識が高いことが伺えます。市は、市民、非営利団体、事業者等が高環境の創出を目指して行う、先導的な活動を支援するために、平成 15（2003）年度に三鷹市環境基金を設置しました。この基金を活用し、市民、事業者が設置した太陽光発電設備をはじめとする再生エネや高効率給湯器等の設置費用の一部支援を進めるとともに、環境に関する優良な活動への支援及び顕彰事業を行っています。

また、平成 19（2007）年度には、公募で集まった市民、団体、事業者で構成される「みたか環境活動推進会議」を設置し、三鷹市環境基本計画（第 1 次改定）の理念である「循環・共生・協働のまち みたか」の実現を目指すため、環境保全の啓発活動等を実施しています。



【その他の回答】

「資源ごみの分類」、「生ゴミ等は土に埋める」、「惣菜はできるだけ買わない」、「環境にやさしい洗剤を使う」、「電球をLEDに入れ替える」、「庭に木を植える」など

図 市民による日頃の環境に配慮した取り組み (n = 1,529)

各主体によるこれらの取り組みにより、市全域における温室効果ガス総排出量は、平成 25 (2013) 年度以降やや減少しています。二酸化炭素以外のガスは、自動車や排水処理、廃棄物等から生じる一酸化二窒素やメタン、冷蔵庫やエアコンの冷媒に使われるハイドロフルオロカーボン (代替フロン) 等があり、総排出量に占める割合は小さいものの基準年度から増加傾向にあります。これは、主に業務用冷凍空調機器及び家庭用エアコンからの排出量の増加によるものです。

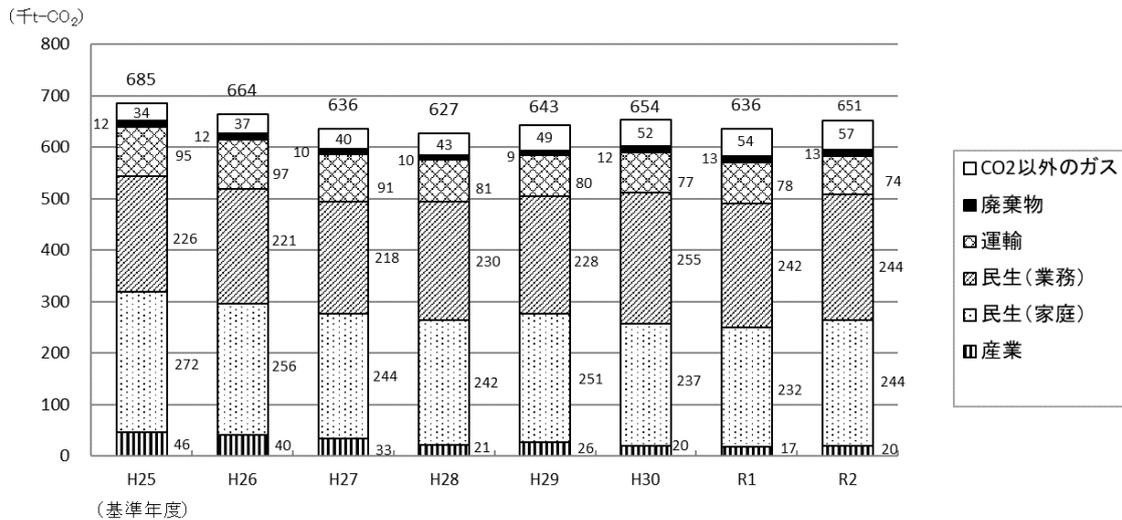


図 計画期間における部門別温室効果ガス排出量の推移

また、令和2（2020）年度の部門別排出量をみると、三鷹市においては民生部門（業務）と民生部門（家庭）からの排出が総排出量の約8割を占めています。

部門別排出割合
（令和2年度(2020年度)実績）

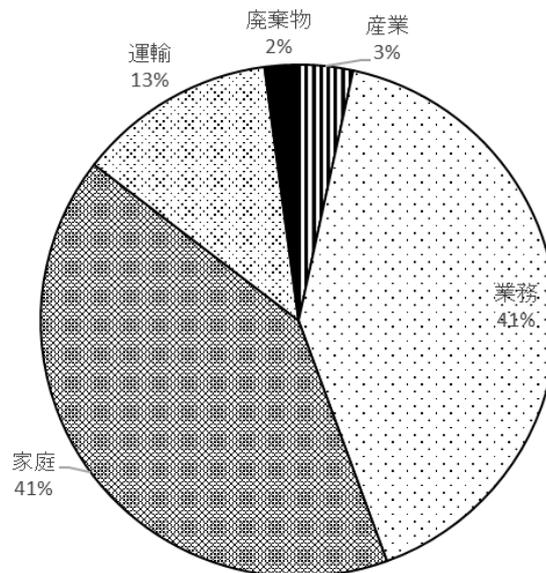


図 令和2（2020）年度における部門別温室効果ガス排出割合

市域からの温室効果ガス排出量は、令和2（2020）年度現在、651千t-CO₂です。人口・世帯数の増加や事務所や店舗の床面積の増加等を背景に、基準年度である平成25（2013）年度から34千t-CO₂減少しておりますが、より一層の取り組みが必要な状況です。



◇みたか環境活動推進会議との協働による取り組み◇

「みたか環境活動推進会議」は、公募で集まった市民、非営利団体及び事業者等で構成され、「循環・共生・協働のまち みたか」の実現という目的のもと、環境学習イベントや環境情報誌の発行等、市民の環境保全意欲増進に向けた啓発活動等を実施しています。

●環境連続講座「みんなで考えよう みたかのSDGs」

身近な環境問題に気づき、行動へつなげていくためのきっかけの場を提供するため、講座ごとにテーマを変え、全4回の環境講座を令和4年度に開催しました。講演や体験をとおして、自分にできる小さな選択と行動を考え、三鷹市でのSDGsの取り組みを発信し、合計で約570人の方にご参加いただきました。

第1回：「食と農から考える 明日からできること」

第2回：「鴨志田農園で学ぶ 循環のしくみ」

第3回：ふじみまつりでの環境イベント

第4回：「エコロジカル・フットプリント-地球1個分で暮らすために-」



第1回連続講座の様子



第2回連続講座の様子

●みたか環境ひろば

委員が日頃から行っている環境活動や、三鷹市内で見つけた環境に関するスポット等の情報を誌面としてまとめ、市民に広く周知しています。

また、委員以外の市民から寄せられた記事や、環境学習イベントの案内を掲載する等、市民が環境に関する情報交換を行う機会となっています。



みたか環境ひろば

(2) 事務事業編

市は、ハード面での取り組みとして、施設や設備の改修・更新等に合わせ、国等の補助金を活用し、温室効果ガス削減の取り組みを進めてきました。

平成 26 (2014) 年度までに市庁舎において窓ガラスの複層ガラス化や、執務室等の照明器具 (約 1,600 台) の LED 照明器具への交換を進めてきました。その他、市立小・中学校の屋上に太陽光発電設備の設置を進め、平成 28 (2016) 年度には、南浦小学校と第三中学校に太陽光発電設備と蓄電池を導入し、「災害時に強く、低炭素な地域づくり」を進めてきました。

また、平成 24 (2012) 年度には、ごみの処理施設である環境センターが、調布市所在のふじみ衛生組合クリーンプラザふじみに移管しました。平成 29 (2017) 年度に開設した三鷹中央防災公園・元気創造プラザでは、隣接するクリーンプラザふじみからごみの焼却に伴う熱を利用した電力と余熱を利用する等、施設の統廃合等による効率化と温室効果ガスの削減に努めてきました。さらに、公用車については、電気自動車等 ZEV の導入に努めており、令和 5 (2023) 年度の時点では 9 台の電気自動車を保有しています。

ソフト面での取り組みとして、市の事務及び事業においては、環境マネジメントシステム「みたか E-Smart」を導入し、環境負荷の低減と事務事業の効率化、職員や市民、事業者の環境配慮行動を推進しています。その他の公共施設においては、市独自の「簡易版環境マネジメントシステム」と「学校版環境マネジメントシステム」を運用し環境負荷の低減の取り組みを進めています。

表 太陽光発電設備導入状況

導入年度	施設名	最大出力
平成 13 (2001) 年度	三鷹市立高山小学校	3.34kW
平成 21 (2009) 年度	市役所本庁舎	3.6kW
平成 22 (2010) 年度	三鷹市立東台小学校	30kW
平成 23 (2011) 年度	三鷹市立第二小学校	10kW
平成 24 (2012) 年度	三鷹市立第三小学校	30kW
平成 28 (2016) 年度	三鷹市立南浦小学校※	21.2kW
	三鷹市立第三中学校※	21.2kW

※蓄電池を同時設置

表 その他の新エネ・省エネ設備等導入状況

年度	施設名	設備名	導入数
平成 21 (2009) 年度	市役所本庁舎	真空複層ガラス	-
平成 22 (2010) 年度	市役所第二庁舎	真空複層ガラス	-
		LED 照明器具及び高効率照明器具	673 台
平成 26 (2014) 年度	市役所本庁舎	LED 照明器具	1,600 台
平成 28 (2016) 年度	市内街路灯	LED 照明器具	10,821 台
	三鷹中央防災公園・元気創造プラザ	廃棄物焼却による、ふじみ衛生組合からの電力・余熱供給	-
令和 3 (2021) 年度	市立小・中学校	ポータブルソーラー充電蓄電池	22 台